

令和3年9月16日

各団体学生代表及び顧問教員 各位

学生担当副学長

太田 圭

緊急事態宣言発令継続に伴う直近の課外活動について

長引く緊急事態宣言等のなか、感染防止対策へご協力頂き深く感謝いたします。

「緊急事態宣言」が9月30日まで延長され、茨城県による県独自の非常事態宣言も9月26日まで継続されたことを踏まえ、本学では8月19日付の課外活動に関する自粛要請を継続する旨9月10日付けでお知らせいたしました。

今後も国及び県の状況を踏まえつつ、本学としての活動を都度決定しお知らせします。

一方、日本国内のワクチン接種率は1回目63.6%、2回目51.5%（いずれも9/14現在、政府公表）とされており、10月から11月の早い時期には希望者全員のワクチン接種が完了する見込みとなっています。また学内においても職域接種が8月30日から始まっており、2回目の接種は10月20日に完了する見込みです。このように希望者全員のワクチン接種が完了した場合、政府は、ワクチンの接種証明などを活用し飲食やイベント、旅行などの日常生活の制限を緩和していく考えも示しています。

また、文部科学省高等教育局高等教育企画課からの通知〔R3.9.9付〕においても、政府のワクチンの接種がさらに進むことを前提とした行動制限の緩和発言を踏まえ、部活動等の実施に関する考え方については改めて整理のうえ、通知するとされています。

現段階でこれらのことを踏まえての活動緩和はできませんが、これらを見越した活動を現時点から模索することは本学には必要ではないかと考えています。このため、10月など直近に行われる全国大会相当の大会参加を見据えての活動については、一定の条件の下、個別に審査のうえ、活動を認めるといった取扱いをすることとしますので、必要な場合は、学生部担当窓口までご連絡願います。

《一定の条件》

- ・他の団体・個人との交流がないこと
- ・緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されていない地域での活動に限ること及び活動地域、施設等の受け入れ許可があること
- ・顧問教員が責任を持ち、現場における顧問教員の管理の下、感染防止対策を確実に実行すること
- ・活動への参加者は、活動の1週間以内にPCR検査又は抗原定量検査を受検し、全員が陰性であること
- ・県外での活動期間が1週間を超える場合は、少なくとも1週間ごとにPCR検査又は抗原定量検査を受検すること
- ・移動を伴う場合は公共交通機関を使用しないこと及びバス等で移動する場合は、密にならないように、定員の50%以下を目途とすること
- ・許可された活動であってもその後の活動については、学生担当副学長の要請があった場合は従うことなど

なお、本取扱いは、上記条件を満たしても許可されない場合もあること、全ての活動を緩和する方向ではなく、真に必要と認められる活動についてのみ検討することになる旨ご留意ください。

本学にとって課外活動は課外教育として非常に重要な活動と認識しており、政府の方針を踏まえつつ、学生・教職員のみならず、周りの皆さんの安全・安心に配慮しながら、順次コロナ禍前の状況に戻れるように努力していきますので、今後とも感染防止にご協力願います。

○文部科学省からの通知[R3. 9. 9付]より

「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方(R3. 9. 9付新型コロナウイルス感染症対策本部)」に、学校における対応として、「引き続き、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』等を踏まえた対応を行う。緊急事態措置区域等において、大学等の部活動や課外活動における感染リスクの高い活動についても、ワクチン・検査パッケージを活用すること等により、原則可能とする」旨の記載がなされており、このことを踏まえて整理し、改めて通知する。

〔参考〕

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)
- [「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当
Tel：029-853-2248、2247
E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp